

就学奨励・私学助成

奨学資金

四日市市民またはその子で経済的な理由により修学が困難な方に対して、奨学資金の貸与を行う。なお、専修学校生に対しても高校生・大学生に準じた奨学資金の貸与を実施している。

奨学資金貸与月額 (平成 28 年度)

区分	額	貸与額
高校・専修学校高等課程		12,000 円
大学・専修学校専門課程		23,000 円

奨学資金新規貸与者数 (人)

区分	20	21	22	23	24	25	26	27
高校生	9	13	20	10	17	21	20	15
大学生	25	16	23	26	18	12	14	13
専修学生	6	2	9	4	2	4	5	6

就園奨励

幼稚園教育の振興に資するため、市内の公立私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し世帯の経済状況に応じ、以下の基準により、入園料・保育料の減免措置を講じている。

なお、全ての公立幼稚園及び一部の私立幼稚園は、子ども・子育て支援制度による給付制度に移行しており、国の補助対象外となっている。

保育料等減免(補助)基準(平成 28 年度)

(園児一人当たり年額)

世帯区分	措置区分	生活保護	市民税非課税	市民税所得割					
				非課税	5,000円以下	10,000円以下	77,100円以下	211,200円以下	211,200円超
公立	国庫補助制度による措置	子ども・子育て支援制度に変更(補助制度による措置は廃止)							
	私立	第1子	308,000円	272,000円	115,200円		62,200円		
		第2子		290,000円	211,000円		185,000円	154,000円	
	第3子以降※1	308,000円							
公立	市単独の制度による措置(3・4・5歳児)	第1子	12ヶ月分 82,800円	8ヶ月分 55,200円	3ヶ月分 20,700円	1ヶ月分 6,900円			
		第2子		10ヶ月分 69,000円	6ヶ月分 41,400円				
		第3子以降※2	12ヶ月分 82,800円						
私立		第1子	8,700円						
		第2子	8,700円						
		第3子以降※2	8,700円(別途308,000円を上限とする補助金有)						

※1 第3子以降とは、小学校3年生を上限に、兄・姉を有している場合、最年長者を第1子目として数え、在園児が第3子目以降となる園児をいう。

※2 第3子以降とは、中学校3年生を上限に、兄・姉を有している場合、最年長者を第1子目として数え、在園児が第3子目以降となる園児をいう。

私学助成

私立学校の教育条件の維持向上を図り、私学教育の振興に寄与する。

(平成 28 年度)

区分	幼稚園	小・中学校	高校ほか
運営費	400,000円(200,000円) $\left\{ \begin{array}{l} +100円 \times \text{園児数} \\ +440円 \times \text{園児数} \\ +670円 \times \text{園児数} \end{array} \right.$	市内在住生徒 一人当たり 3,800円	市内在住生徒 一人当たり 3,800円
研修費	(園長+教員数) $\times 10,000$ 円	—	—
建設費	要綱補助	予算補助	予算補助